

平成 30 年度第 3 回個人住民税検討会

日時：平成 31 年 3 月 6 日(水) 13：30～

場所：総務省 共用 5 階会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 個人住民税の現年課税化

3 閉 会

(配布資料)

資料 1 株式会社野村総合研究所提出資料

資料 2 岩田委員提出資料

資料 3 武田委員提出資料

第3回 個人住民税検討会

資料1

個人住民税現年課税化実現に向けた マイナンバー関連インフラの活用について

2019年3月6日

株式会社野村総合研究所
マイナンバー事業部

GM 南側 洋司

〒100-0004
千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ

はじめに - NRIにおけるマイナンバー制度への取り組み



■民間サービスとしての制度具体化

- ・マイナンバー 預かり管理数 約1500万件
(2018.10月末現在)
- ・公的個人認証 署名検証サービス
- ・民間送達サービス



南側洋司(みなみがわようじ)

マイナンバー事業部 GM

制度の民間普及、基盤構築を目指し、
民間サービスの事業化を推進。

デジタル・ガバメント構想の民間側での実現を推進



【略歴】

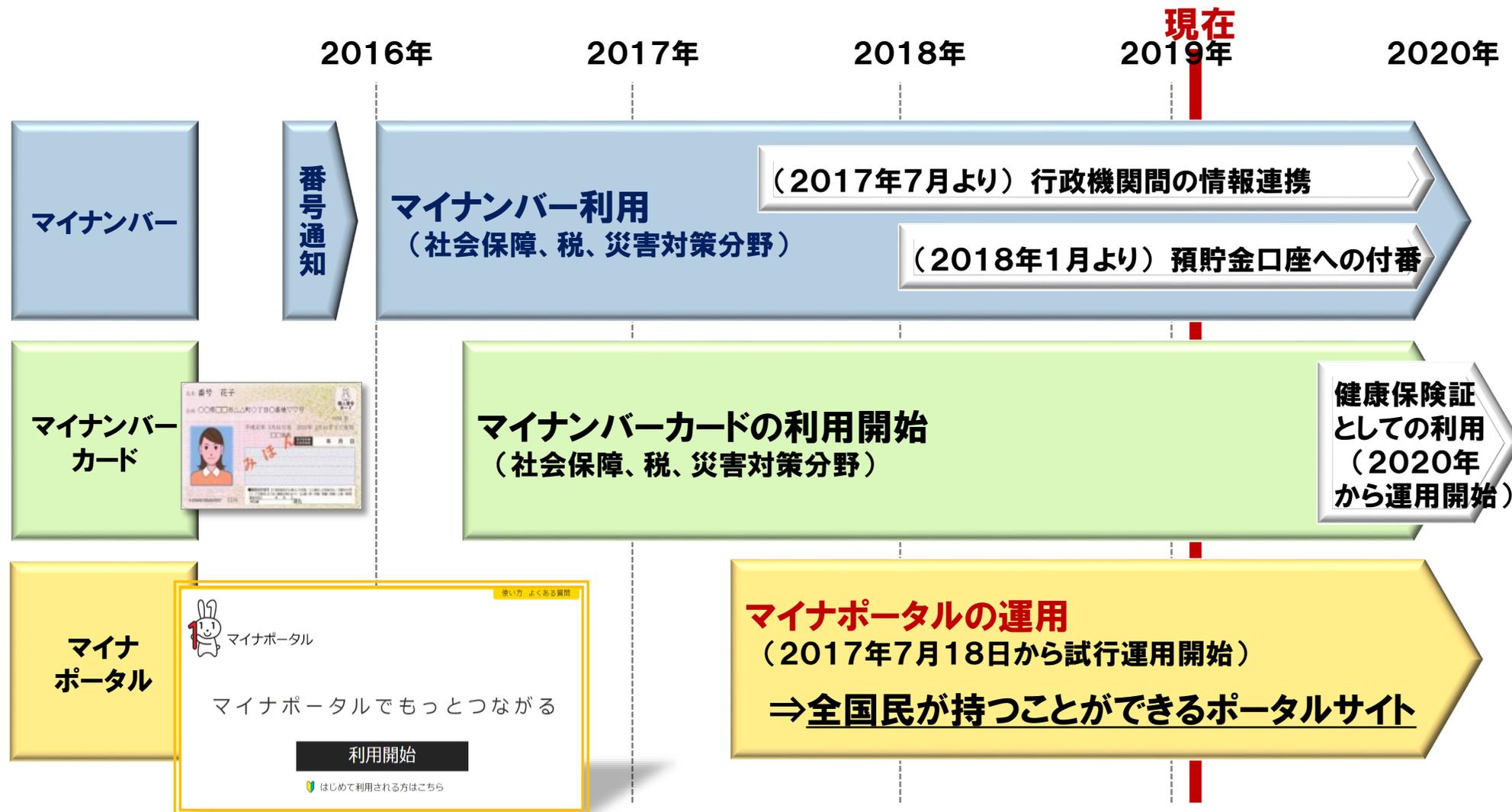
2000年 NRI入社 証券ソリューション事業本部

2009年 NRI認定プロジェクトマネージャー(CPM)

2013年 // 認定ビジネスデベロッパー(CBD)

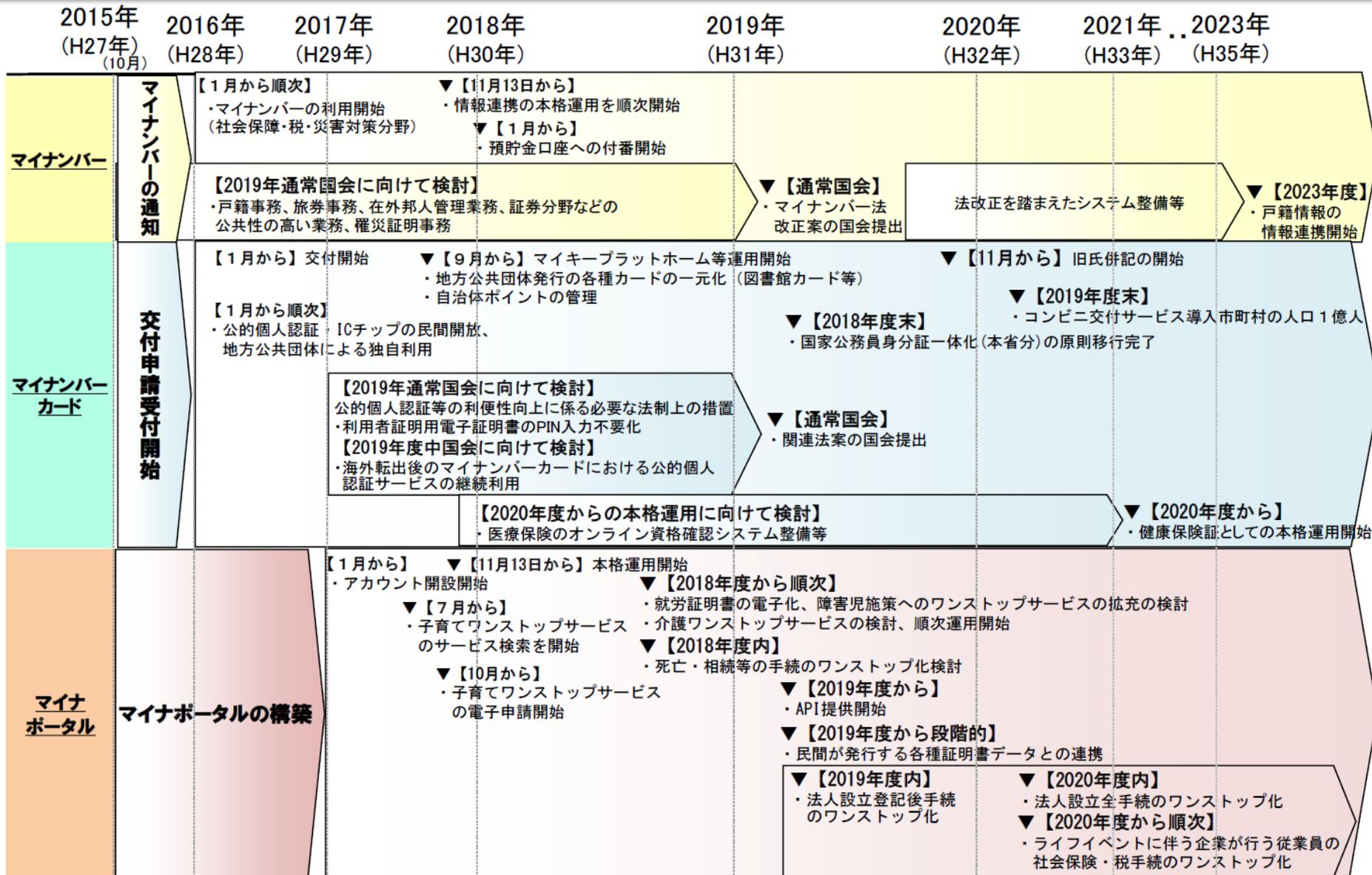
2015年 マイナンバー事業の立上げ。事業推進担当

2016年よりマイナンバーの社会保障・税分野での利用開始 マイナンバーカードの利用や、マイナポータル[※]の運用もスタート



マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

H31.1月現在



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等を元に内閣官房において作成。

マイナンバー関連インフラを活用した現年課税化の事務負担増への対応策

現年課税化による事務負担増

1/1時点の住所地の正確な把握

全従業員の1/1時点の住所地を正確に把握し、課税団体を確定する必要あり。

個人住民税の税額計算・年末調整

毎月の給与額に応じた税額を計算し、1/1時点の住所の市区町村に納付する事務が発生。年末調整時は自治体により異なる税率で計算の必要あり。

住民税の確定申告

所得税の確定申告を行う者や自営業者等について、1/1時点住所の市区町村に確定申告を行う必要あり。

住民への還付事務

確定申告により市区町村から住民へ還付事務が多発。

課題解決の方向性

1

マイナンバーカードを活用した
住所情報の把握



2

マイナポータルを活用した
納税手続きの簡素化



マイナポータル



e-私書箱

上記デジタル化の普及による
還付事務の電子化・効率化

マイナンバーカードの構成

マイナンバーカードに組み込まれたICチップに電子証明書が存在

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

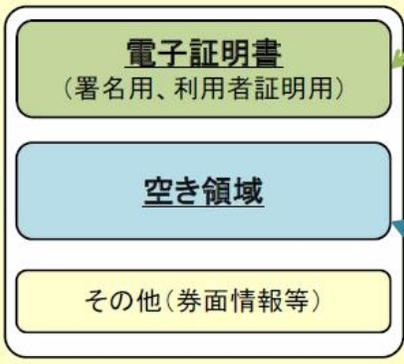


民間も含めて幅広く利用が可能

マイキー部分



ICチップ内のAP構成



③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカード電子証明書読み取りにより、証券口座開設時等の本人確認を簡素化

厳格な本人確認を、より多くのビジネスシーンに導入し、新しい顧客サービスを実現！

本人確認サービス
e-NINSHO

マイナンバーカードをかざすだけで、即座に確実な「本人確認」が24時間いつでもお客様に免許証のコピーや住民票を郵送いただく手間や、サービス提供開始までの同時に本人確認事務の自動化やペーパーレス化の実現が、貴社の業務効率アップにつな

可能になります。
時間を大幅に削減することで、顧客満足度アップを実現します。
がります。

「e-NINSHO」利用イメージ

マイナンバーカードの「電子署名」は、唯一の公的な「本人確認」の鍵です。



自宅や店頭窓口で銀行口座や証券口座などを開設する際

マイナンバー法「犯取法」に準拠した「本人確認」でスムーズな口座開設を実現

- ユーザーのメリット**
- ・本人確認書類提出不要
 - ・書類記載項目少減
- 貴社のメリット**
- ・本人確認審査業務の軽減
 - ・手続の煩雑さ起因の機会損失防止

結婚や引越をする際

長期にわたる契約期間中の契約者・被保険者・受取人の住所・氏名等基本情報の異動有無を検知



- ユーザーのメリット**
- ・本人確認書類提出不要
 - ・書類記載項目少減
- 貴社のメリット**
- ・本人確認審査業務の軽減
 - ・保全業務の軽減
 - ・保険金未払い防止
 - ・不着郵便コスト低減



医療機関受診時に

マイナンバーカードで保険資格の即時確認を実現



受験申込や通学定期等学割を利用する際

受験申込時の本人確認や、各種学割サービス利用時の在籍確認を実現

- ユーザーのメリット**
- ・受験手続の簡略化
 - ・新しい各種学割サービスの享受
- 貴社のメリット**
- ・受験手続時の本人確認業務の軽減
 - ・新しい各種学割サービスの創出



チケット販売時に

入場時の本人確認業務の軽減化を実現

アルバイト雇用時に
アルバイト就業前の本人確認業務の軽減化を実現



マイナポータルとは

マイナンバーカードでログインできる国民向けポータル。2017/11に本格運用開始

2 マイナポータルを活用した納税手続きの簡素化



①民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

②公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

③自己情報表示(あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

④お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができますようになります。

⑤よくある質問/問い合わせ登録

操作方法に関するFAQを確認したり、問い合わせができます。

⑥サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)が可能となります。

⑦情報提供等記録表示(やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

⑧もっとつながる(外部サイト)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

⑨代理人メニュー

本人に代わって代理人がマイナポータルを利用できます。

民間送達サービスとは

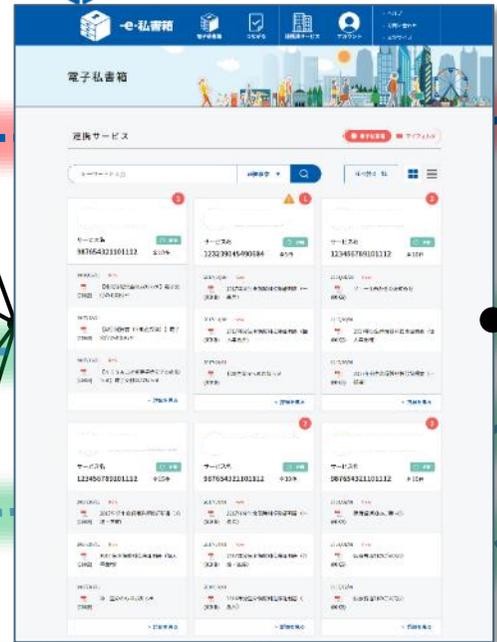
民間送達サービスe-私書箱は、民間企業がマイナポータルと繋がるためのGWサービス



民間企業等

- 事業者
 - 就労証明書
- 銀行
 - 年間取引報告書
- 証券会社
 - 年間取引報告書
- 保険会社
 - 保険料控除証明書

NRI民間送達サービス

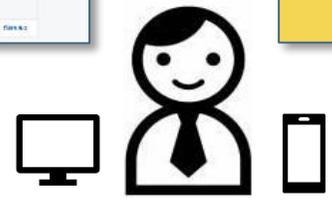


認証連携
API連携



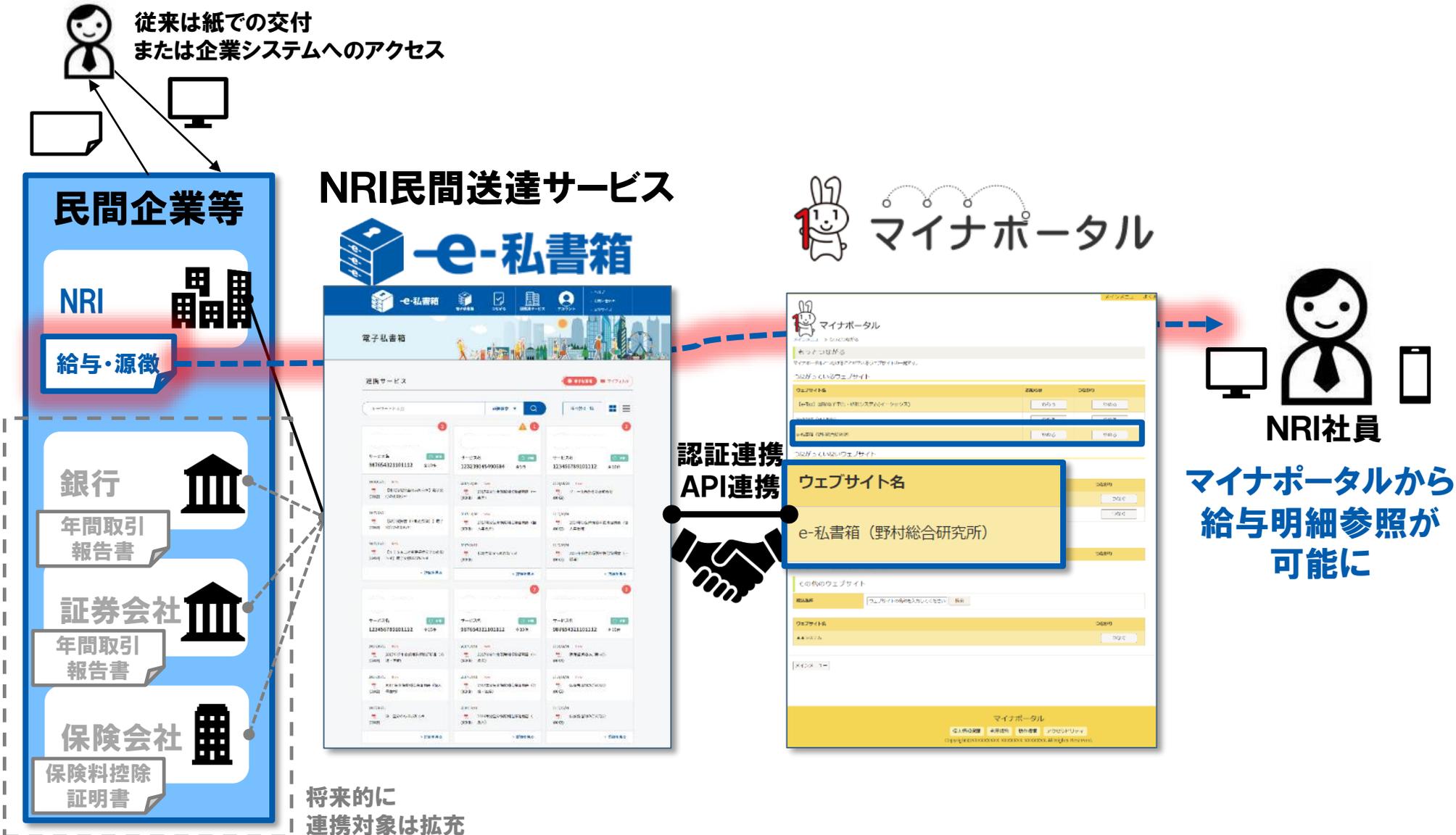
公的機関等

- 市区町村
- 国税庁 (e-Tax)
- : (Building icon)
- : (Building icon)

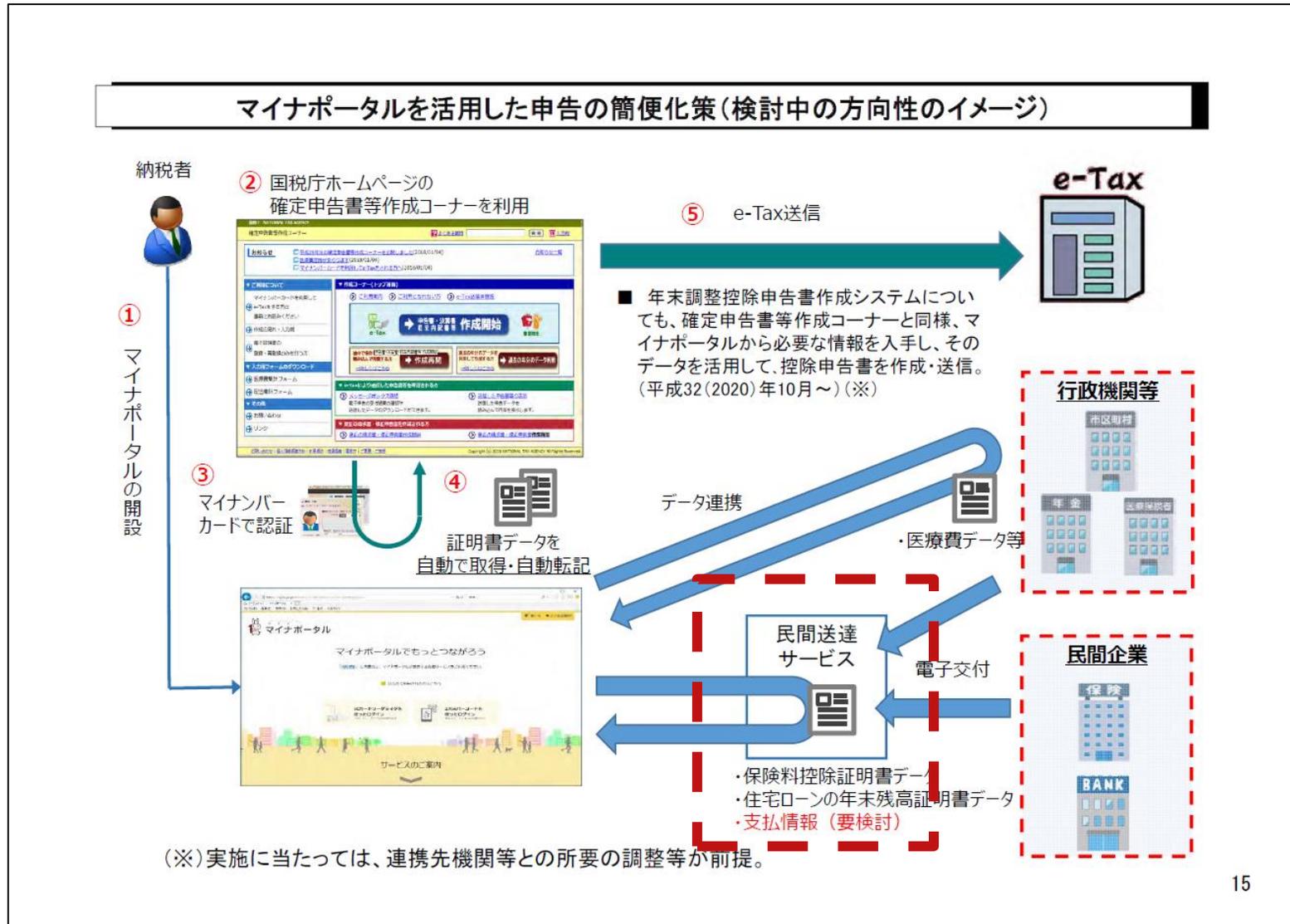


国民

NRIでは給与明細のマイナポータル連携を実現、e-私書箱上で給与明細確認が可能に

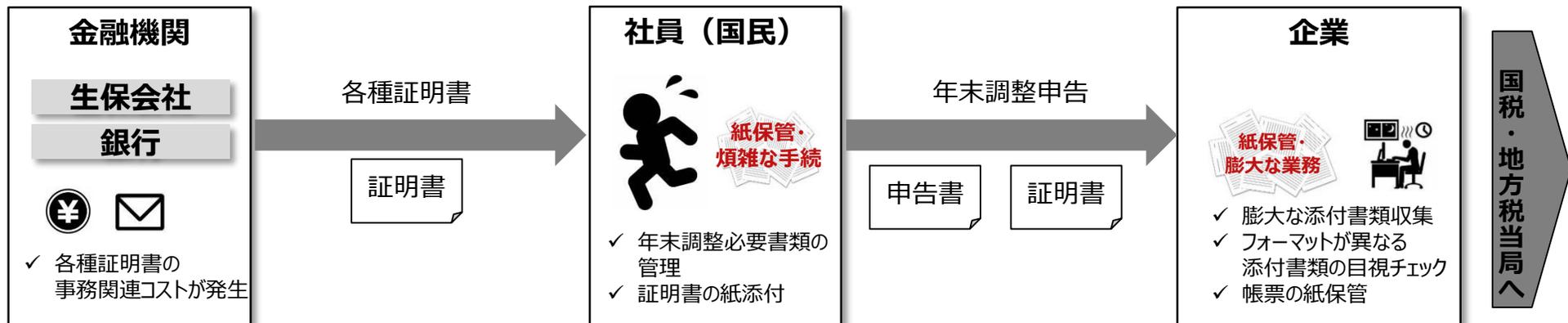


財務省は納税申告簡素化策として、民間送達サービスの活用を前提に調達作業を準備

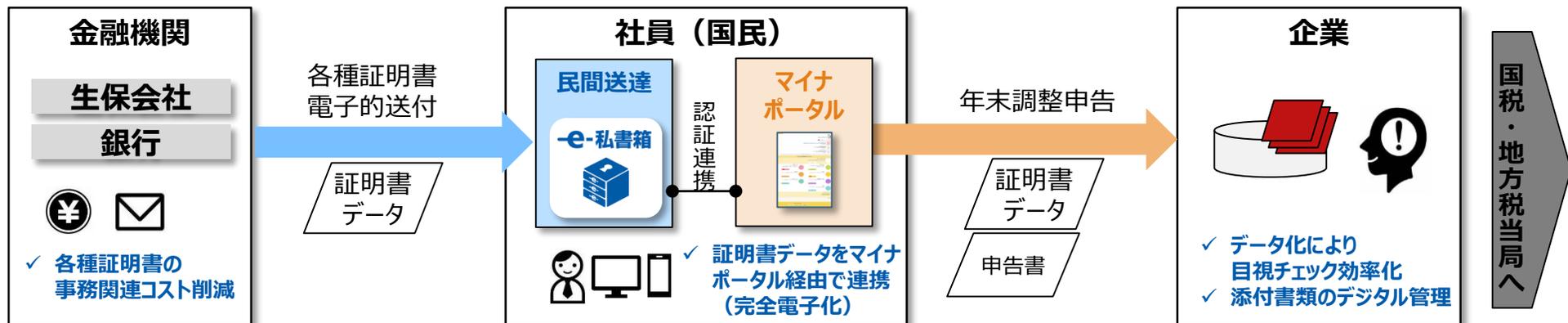


従来は生保会社からの証明書類を紙で添付して、企業人事部に提出。
民間送達サービスの情報を、企業人事システムへ連携し、年末調整の電子化を実現

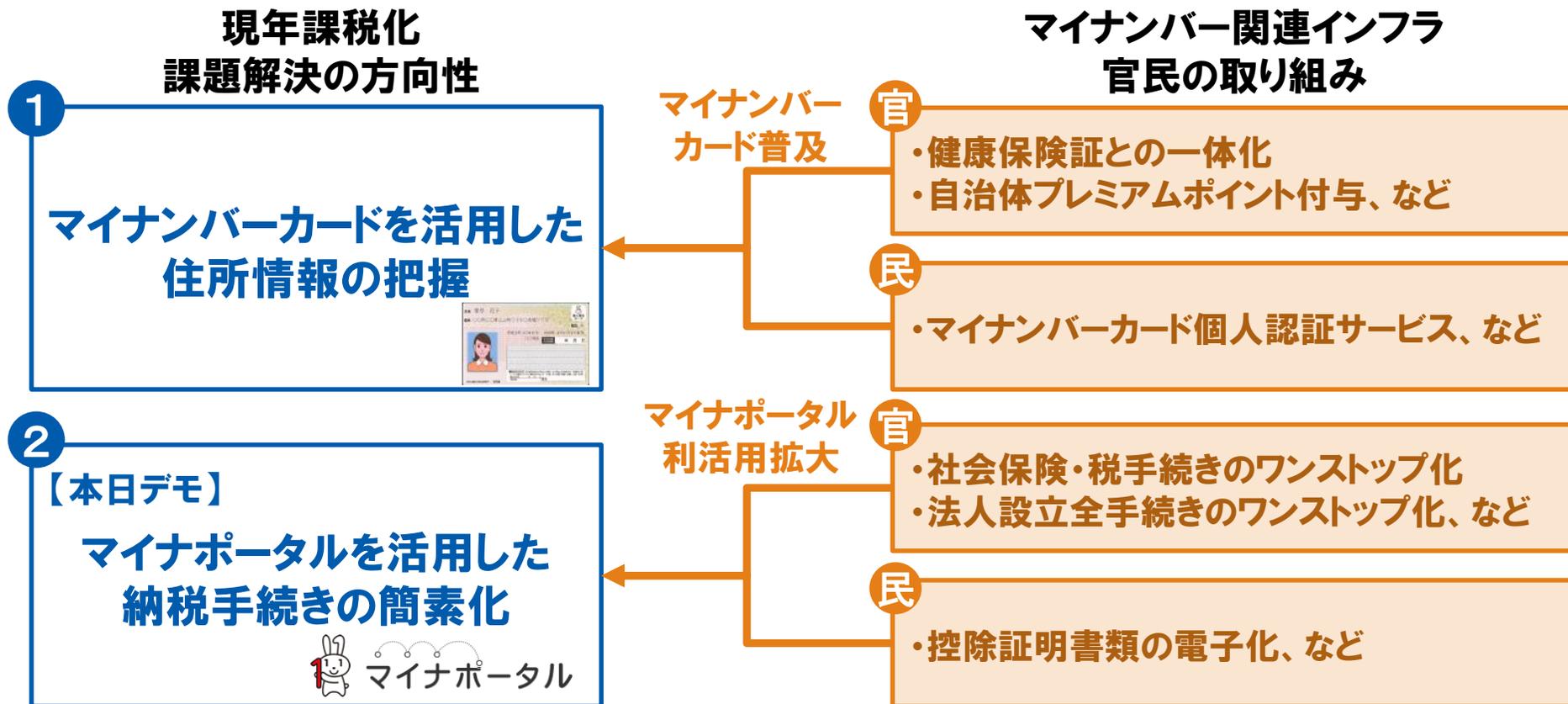
現在の年末調整手続き



年末調整手続き完全電子化（2020年10月）



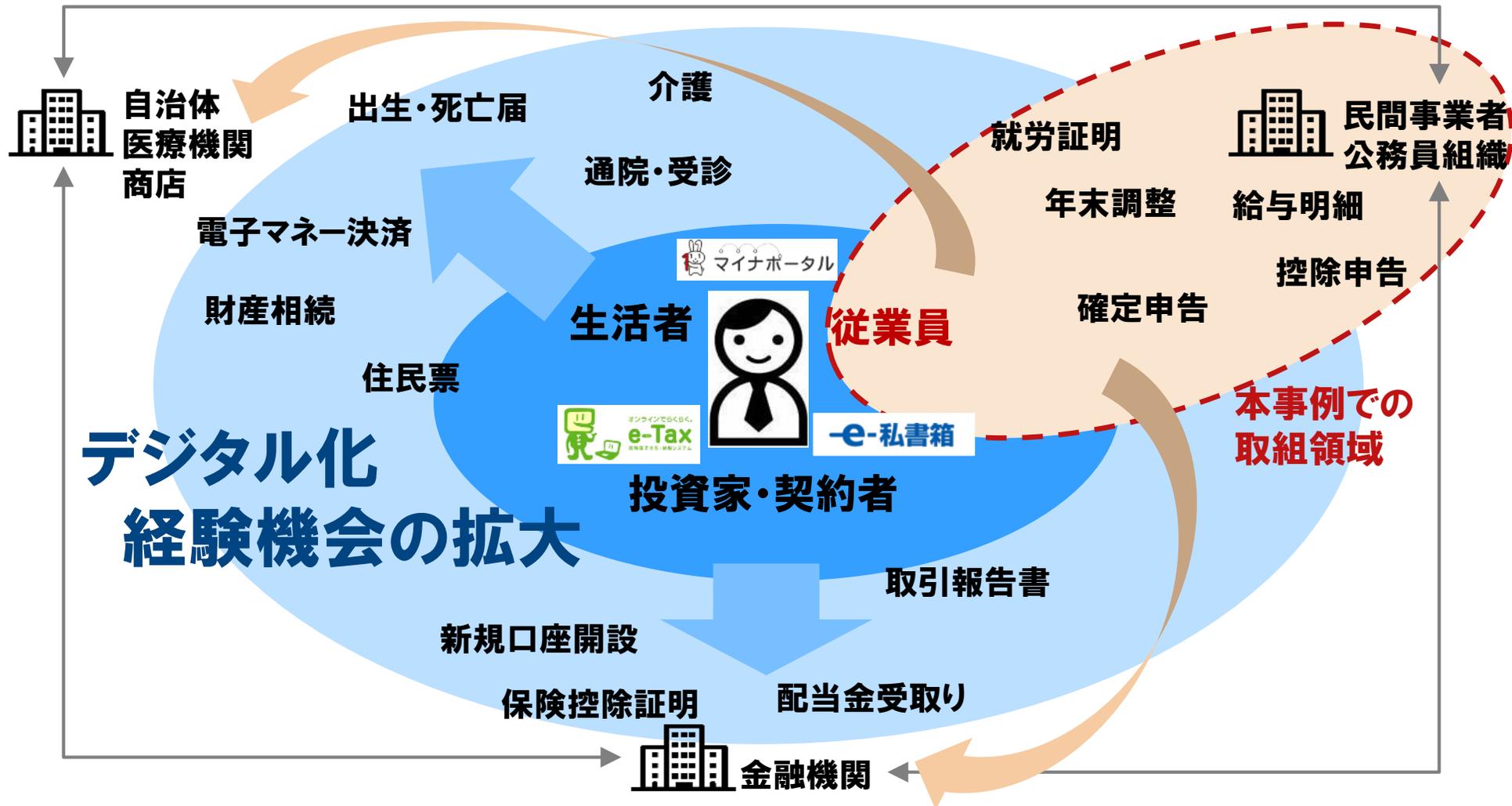
マイナンバーカード普及やITインフラ拡充が進む事で手続きの電子化・簡素化が進展、将来的に現年課税化のハードルが下がる可能性も



カード普及・ポータル拡充により将来的に現年課税化実現へ

まとめ

手続きの電子化は今後さらなる進展が想定される。官民一体のデジタル・ジャパン実現へ



NRI

未来創発

Dream up the future.

個人住民税の現年課税化について

2019年3月6日
日本電気株式会社 岩田

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

「平成29年度個人住民税検討会報告書(平成30年3月 総務省自治税務局市町村税課)」において、特別徴収義務者の事務負担が懸念される事項としては、以下が想定されていました。

- ① 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。
- ② 特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても①と同様とする。
- ③ 特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。
- ④ 年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。
- ⑤ 現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。
- ⑥ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。
- ⑦ 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。
- ⑧ 切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点を踏まえ、 $N-1$ 年と N 年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性①②

特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。
特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても同様とする。

意見・論点①②

上述の個人住民税の賦課地は、例えば2019年1月1日～2019年12月31日に発生する所得に対しては、2019年1月1日時点の住登地になるとの想定で、
現在でも、1月1日時点の住所地と個人住民税の賦課地が異なる「住登外課税」のケースが存在するが、同ケースが現年課税化後でも発生するとした場合には、必ずしも「賦課地の把握＝住所地の把握」ではないと見込まれるため、当該ケースを想定して検討すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性③

特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。

意見・論点③

毎月の給与支払額に応じた個人住民税額の計算は、年末調整時に金額差が大きく生じないような計算式とすべき。

また、特別徴収義務者が、個人住民税を毎月、市町村へ納付するにあたり、当該納付額の算定基礎情報の提出が必要となること等への事務負担も考慮すべき。

さらに、現在の個人住民税の特別徴収は単純な翌年課税ではなく、企業が支払ったわけではない所得(不動産などの確定申告分の所得)も合算して特別徴収を依頼されているが、この給与所得以外の部分は所得税と同様に確定申告(普通徴収)で精算することとすべき(但し、各市町村ごとに税率や減免、非課税限度額が違うため、確定申告も考え方が難しいことが懸念される)。

加えて、現状は個人住民税を徴収していない賞与(ボーナス)からも、徴収することが必要になり、事務負担の増加も考慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性④

年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。

意見・論点④

年末調整時には各市町村が行う税額計算と同じ計算を実施しなければならないが、各市町村個別の軽減や減免についてはどのように扱うかの整理が必要。

減免は、各市町村で納税義務者から申請をうけてから実施されるものなので、その情報をどうやって市町村と特徴事業所で共有するのかの整理も必要。

なお、個人住民税の現年課税化では、大多数の人が年末調整による税額異動が発生するので、事業所の事務負担は現行とは比較にならないくらい増大することも考慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑤

現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。

意見・論点⑤

所得情報を用いる各種社会保障制度に関しては、(何ら法改正等をせず)引き続き前年の所得に応じた負担を行うことを前提としているために当該の整理となっているものと思われるが、昨今の柔軟な働き方を背景とするならば、社会保障制度の負担についても、あわせて現年の所得を基本とするような法改正を働きかけるべきではないか。

ただし、その際にも、現行は雇用延長しても65歳以上の介護保険料は個別徴収となっている例にならって、事業所の負担にならないように配慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑥

年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。

意見・論点⑥

年末調整後、事業所はすでに新しい年の所得に関する個人住民税の徴収を開始しているため、
年末調整を実施した後は、所得税の確定申告による精算のように、事業所は通さないうで、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑦

個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。

意見・論点⑦

確定申告による精算とし、事業所は通さないで、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑧

切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点を踏まえ、 $N-1$ 年と N 年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

意見・論点⑧

③のような N 年の個人住民税の現年課税に関する計算と、 $N-1$ 年分の従来の計算とは、個人住民税の計算方法が全く異なるため、仮に $N-1$ 年分のほうが所得が高かったとして、当該計算を事業所が実施することは困難と考えられるので、確定申告で調整すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

その他意見・論点

現年課税化を実施した場合には、税額が確定申告を終えるまで確定しないが、課税証明書等の証明書は、どのような扱いになるかの検討も必要ではないか。

また、事業所とは関係ないが、公的年金からの特別徴収に関しても、事業所と同様の懸念事項が発生するものと想定される。

事業所(企業)の立場からすると、個人住民税の現年課税化には異論はないが、現年課税化とあわせて年末調整に関する事務の負担を軽減し、なるべく精算は確定申告に寄せる方向で検討すべきではないか。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応については、フランスにおけるDSNシステムのように、例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する仕組みを構築するような「事業者の事務負担軽減措置」が税制調査会においても検討されているようだが、個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担についても、標準税額計算システムを構築し配布したり、マイナポータル公金決済を積極的に活用するなど、経済社会のICT化により解決される課題も多いため、税制調査会の動きも視野にいれながら個人所得課税分野のICT活用による事務負担軽減をトータル的に検討すべきではないか。

<個人住民税の現年課税化について>
中小企業のIT化の実態について

2019年3月6日

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング

代表取締役社長 武田 健三

はじめに

「平成29年度個人住民税検討会報告書」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

「・・・特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。
 ・・・このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税			個人住民税		
区分	金額	税額	区分	金額	税額
給料・手当等	①	③	給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥	賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧	計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分(文十⑤)	⑩		給与等からの控除分(文十⑤)	⑩	
社会保険料等控除額	⑪		社会保険料等控除額	⑪	
申告による社会保険料の控除分	⑫		申告による社会保険料の控除分	⑫	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬	
生命保険料の控除額	⑭		生命保険料の控除額	⑭	
地震保険料の控除額	⑮		地震保険料の控除額	⑮	
配偶者特別控除額	⑯		配偶者特別控除額	⑯	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰		配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	
所得控除額の合計額	⑱		所得控除額の合計額	⑱	
⑱+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮			⑱+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮		
算出所得額(所得額)	⑲		算出所得額(所得額)	⑲	
算出所得控除額(所得額)	⑳		算出所得控除額(所得額)	⑳	
均等割非課税判定			均等割非課税判定		
所得割非課税判定			所得割非課税判定		
年額所得額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑		年額所得額(所得額+均等割) (⑲+⑳)	㉑	
年額年税額(㉑×102.1%)	㉒		年額年税額(所得額+均等割) (㉑+㉒)	㉒	
差引超過額又は不足額(㉑-㉒)	㉓		差引超過額又は不足額(㉑-㉒)	㉓	
本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	㉔		本年最後の給与から徴収する税額に相当する金額	㉔	
差引超過に係る未徴収の税額に相当する金額	㉕		差引超過に係る未徴収の税額に相当する金額	㉕	
差引不足する金額(㉑-㉒)	㉖		差引不足する金額(㉑-㉒)	㉖	
同上のうち	㉗		同上のうち	㉗	
本年中に還付する金額	㉘		本年中に還付する金額	㉘	
翌年において還付する金額	㉙		翌年において還付する金額	㉙	
不足額	㉚		不足額	㉚	
本年最後の給与から徴収する金額	㉛		本年最後の給与から徴収する金額	㉛	
翌年に繰り越して徴収する金額	㉜		翌年に繰り越して徴収する金額	㉜	

本日お伝えしたいこと

中小企業の声 (年末調整をはじめとした税務事務のIT化)

システムで解決できること・できないこと

多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

図1：従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合

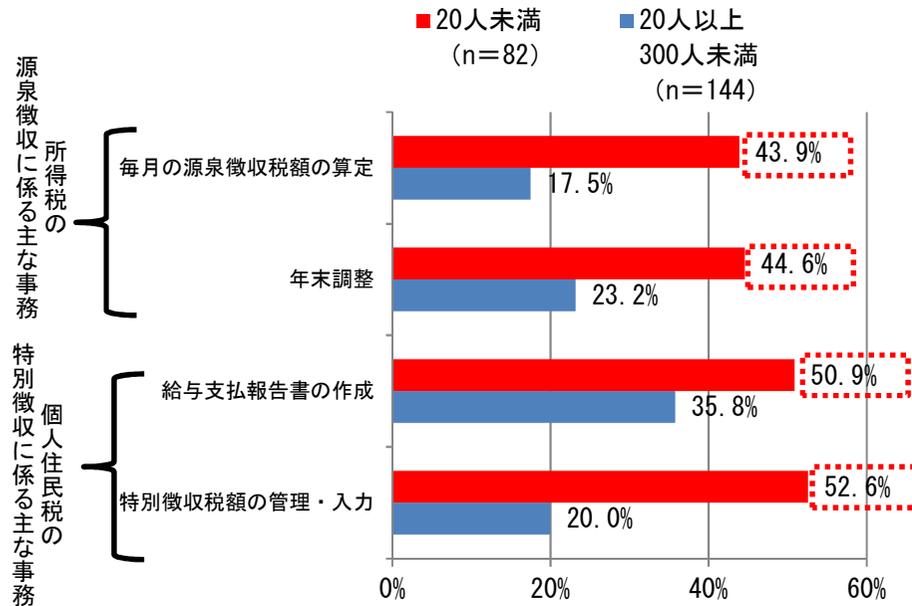
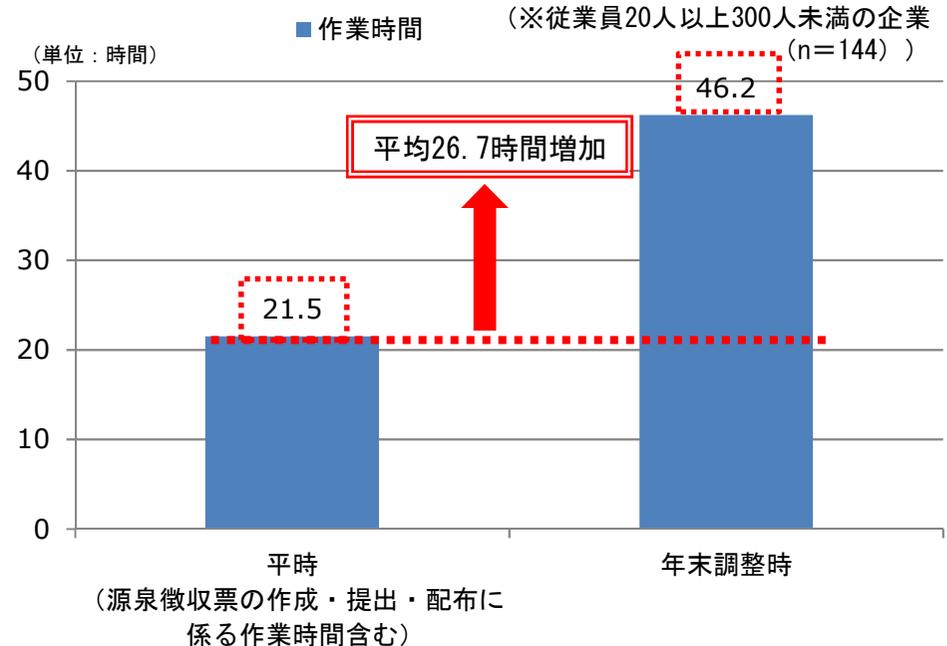


図2：中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

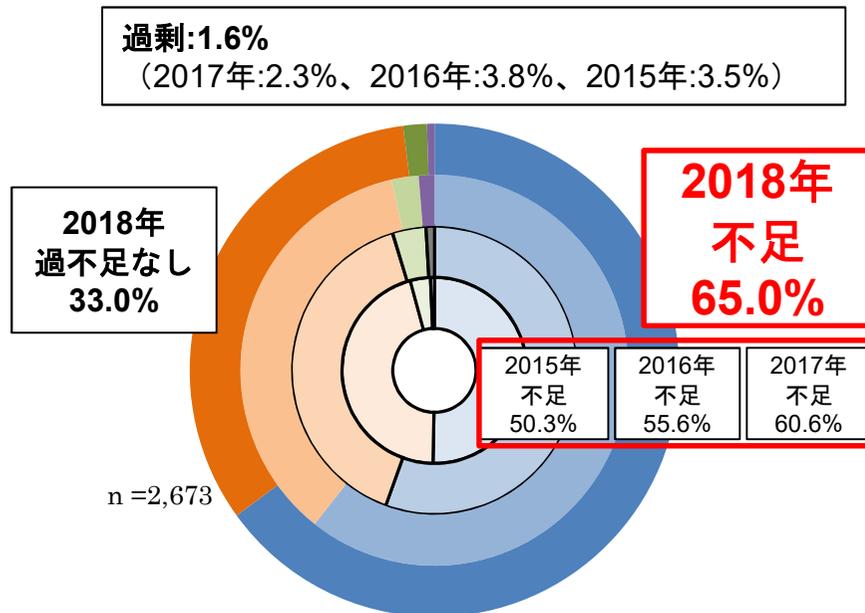
○年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？

○電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

中小企業の人手不足や経理事務体制の実態

- 日本商工会議所の調査では、65%の企業が「人手不足」と回答。4年連続で人手不足感が強まっている（図1）。売上高5,000万円以下の事業者の8割は経理事務を1人で対応（図2）。
- 働き方改革関連法による残業規制、有給休暇取得の義務化によって、企業現場の人繰りはさらに逼迫。
- **生産性向上が急務とされる中、企業に新たな納税事務負担を担う余地はない。**

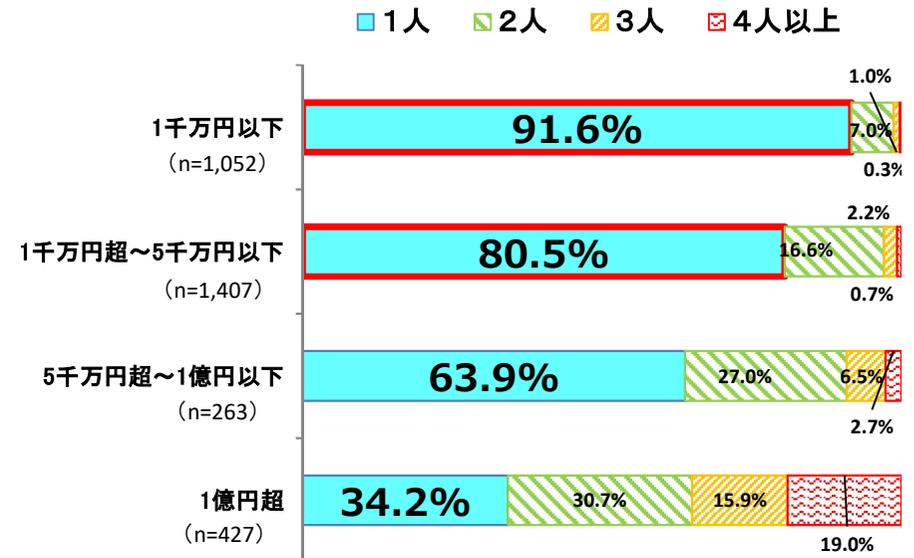
図1：中小企業の人材不足は年々深刻化



出典：日商「人手不足等への対応に関する調査(2018年6月)」

図2：経理事務に従事している人数（売上高別）

▶ 「売上高1千万円以下」の約9割、「売上高1千万円超5千万円以下」でも約8割の事業者は経理事務に1人で従事している。



出典：日商「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査」(第5回)(2018年9月)

中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦勞している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

【業種：ホテル業 従業員数：35名】

- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているので、電子化については、かなり難しいと思う。

システムで解決できること、できないこと

- 税額計算は、企業側でシステム化すれば対応可能との主張があるが、計算自体をシステム化したとしても、結局、従業員から寄せられた情報をもとに計算結果が正しいか人の目で確認する作業が追加的に発生する。
- そもそも、プライベートの所得や寄付を会社に知られたくない従業員が存在するため、企業が従業員の副収入やふるさと納税の有無などを把握することは困難である。賦課課税方式である以上、最終的に市町村毎で行われている名寄せ等の再計算が必須となり、企業側で行う計算作業は無駄になる。
- 以上のことから、現年課税化による事務負担増の議論は、企業側のシステム化によっても解決しない。



高齢者などITリテラシーが低く、パソコンやスマホを持っていない従業員も少なくない。中小企業の多様な雇用形態はシステム化がそもそも困難。そもそも、プライベートの所得や寄付等は会社に知られたくない従業員も存在。

単純な計算だけであればシステム化が可能であるが、企業として申告する以上、人の目による確認作業が発生。システム化＝事務負担がなくなるわけではない。

中小企業のシステム化によって、現年課税化の議論は解決しない。
社会全体の事務負担軽減につながる環境整備が必要。

多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

- 副業やシェアリングエコノミーなどの普及等、個人の働き方の多様化に伴い、**個人の経済活動による所得の捕捉が必要**。
- フリーランスの増加、ふるさと納税や医療費控除等の普及、安価で便利なクラウドサービスの登場によって、**個人による確定申告は身近なものになりつつある**。
- 国は、個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、**マイナポータル**の利便性向上による**個人の確定申告手続きの簡素化を図る**とともに、**国税、地方税間での情報連携を一層推進**することで、**企業の事務負担を増加させることなく、社会全体で効率的な納税環境を整備すべき**ではないか。
- 現年課税化の事務負担の議論は、**社会全体の納税環境整備の状況を踏まえて検討すべき**。

働き方の多様化に対応した社会全体での納税環境の整備（イメージ）

